

文学研究科仏文学専攻  
博士学位請求論文の申請および審査に関する内規

2021年6月9日改訂

本内規は、「博士学位請求論文の申請および審査に関する文学研究科の内規」に基づき、仏文学専攻における博士学位請求論文の申請および審査に関する手続きなどを定めたものである。

第1条 学位の名称

仏文学専攻において授与する学位は次の通りである。  
博士（文学） Ph.D. in Literature

第2条 学位申請の資格

（ア） 課程による博士学位申請者に関して

- ① 学位請求者は指導教授の承認を得た上で申請手続きをおこなわなければならない。
- ② 学位申請者は博士課程在学中、原則として毎年1度、指導教授に研究成果を報告しなければならない。
- ③ 学位申請者は学位論文提出に先立って、その遅くとも6か月前までに論文計画書（フランス語あるいは日本語）を提出し、仏文学専攻による審査を受けなければならない。その分量は日本語であれば6千字、フランス語であれば2千字を目安とする。論文計画書の提出とその審査は随時行なう。
- ④ 学位請求者は学位請求論文の提出時まで、審査制度のある学術雑誌または学会誌に、学術論文を1点以上発表していなければならない。

（イ） 論文による博士学位申請者に関して

- ① 学位請求者は仏文学専攻により大学院博士課程の修了者と同等以上の学識があることを確認され、仏文学専攻の文学研究科委員全員の承認を得た上で申請手続きをおこなわなければならない。
- ② 学位請求者は学位請求論文の提出時まで、審査制度のある学術雑誌または学会誌に、学術論文を1点以上発表していなければならない。

### 第3条 審査対象

- ① 学位請求論文（1点）は、仏語学、仏文学、仏語圏文学、あるいは関連分野（思想、文化研究など）を対象としたものとする。
- ② 学位請求論文はフランス語あるいは日本語によるものとする。フランス語の場合は4万語以上、日本語の場合は15万字以上を目安とする。ただし、「参考文献一覧」や「索引」はその中に含まれない。
- ③ フランス語論文には日本語による、日本語論文にはフランス語による要旨を添付する。フランス語の要旨は2千語、日本語の要旨は6千字を目安とする。

付則 この手引きは必要に応じて改訂することができる。